

監査報告書

学校法人 立志学園

理事長 志垣 祥一郎 殿

私たちは、私立学校法第37条第4項の規定に基づき、第19期令和5年度の学校法人立志学園の業務及び財産の状況又は理事の業務遂行の状況について監査を行ないました。

監査の結果、学校法人の業務及び財産、理事の業務遂行の状況に関する不正な行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められませんでした。又、財産目録、貸借対照表及び収支計算書ならびに事業報告書は、学校法人の財政状態及び経営状況を、法令若しくは寄附行為に従い正しく示していることを認めます。

以上

令和6年6月3日

学校法人 立志学園

監事 因尾恒寛

監事 松本和雄